

交通安全かわら版

令和2年11月
茨城県警察本部交通総務課
NO. 64

～ 年末の交通事故防止県民運動の実施 ～

年末の交通事故防止県民運動

期 間 令和2年12月1日(火)～12月15日(火)

スローガン 一杯のお酒で狂う 目と心

運動の重点



(1) 子供と高齢者の交通事故防止(特に横断歩行者の保護)

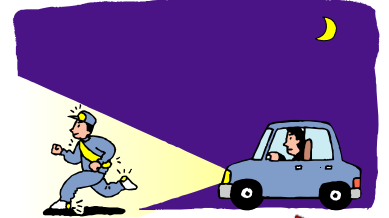
- 令和元年中の歩行者の死者数31人のうち、道路を横断していた人は20人で6割以上を占めています。
- 横断歩道は歩行者優先です。横断歩行者がいる場合は、必ず停止しなければなりません。
- 子供や高齢者のそばを通る場合は、急な横断等に備え、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を心がけましょう。
- 歩行者の方が道路を横断する時は、必ず止まって安全確認をしましょう。無理な横断は危険です。

横断歩道は歩行者優先



(2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止 夕暮れ時は早めのライト点灯

- 12月は1年間で最も日没時刻が早まる月です。夕方、付近が暗くなる前にはライトを点灯し、対向車や先行車がない時は、積極的に上向きライトを活用して、歩行者等の早期発見に努めましょう。
- 夕方以降、自転車や歩いて外出する時は、明るい色の服を着用し、反射材を身につけましょう。



(3) 飲酒運転の根絶 茨城は飲酒運転死亡事故多発県

- 茨城県の飲酒運転による死者数は、過去10年間で全国ワースト3位以内が7回、うち1位が2回と、飲酒運転死亡事故の多発県です。
- 飲酒運転を行ったドライバーはもちろん、飲酒運転者への車両提供者、酒類の提供者、車両の同乗者に対しても、厳しい罰則が定められています。
- 飲酒運転は、他人の命を脅かす極めて悪質・危険な犯罪です。
- 生活破綻や家庭崩壊等につながる飲酒運転は、絶対禁止です。



12月は日没時刻が年間を通じて最も早く、例年夕暮れ時から夜間にかかる時間帯の交通事故が多発します。

また、忘年会等飲酒の機会が増えることで、飲酒運転も多発します。

年末に向けて、県民の皆さん一人ひとりが、交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことが、交通事故の防止につながります。

交通事故を1件でも減らすために、ご協力をお願いします。